

兵庫県都市農業振興基本計画検討会議開催要綱

1 目的

兵庫県における都市農業の安定的な継続と多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とした兵庫県都市農業振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に向け、有識者、関係団体等の意見を聴取するため、兵庫県都市農業振興基本計画検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 本県における都市農業の推進に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、都市農業の推進に関し必要な事項に関すること。

3 運営

- (1) 検討会議は、別表に掲げる者をもって構成する
- (2) 検討会議の開催に係る構成員の招集は農政環境部長が行う。
- (3) 構成員は、事故その他やむを得ない理由により検討会議に出席できないときは、あらかじめ農政環境部長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- (4) 検討会議の議事を進行するため、構成員の互選により、座長を選任する。座長は、構成員の承認を得て、構成員の中から座長代理を指名することができる。
- (5) 座長代理は、座長に事故があるときはその職務を代理する。
- (6) 農政環境部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に検討会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 謝金・旅費

- (1) 構成員及び構成員の代理人が検討会議に出席したときは、謝金及び旅費を支給する。
- (2) 謝金の支給については、別に定める。
- (3) 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 44 号）の規定により算出した額に相当する額とする。

5 補則

この要領に定めるもののほか、検討会議の開催に関して必要な事項は、別に定める。

附則

- (1) この要綱は、平成 28 年 4 月 20 日から施行する。
- (2) この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日限り、その効力を失う

附則（平成 28 年 7 月 12 日改正）

- (1) この要綱は、平成 28 年 7 月 12 日から施行する。

別表（3 運営 関係）

兵庫県都市農業振興基本計画検討会議構成員

氏 名	所属・役職等
井上 重信	神戸市農業委員会会長
小西 和子	伊丹農産物加工グループあゆみ代表
坂本 津留代	井吹東ふれあいのまちづくり協議会委員長
柴田 祐	熊本県立大学環境共生学部准教授
三宅 康成	兵庫県立大学環境人間学部教授
八木 功二	あかし農業協同組合代表理事組合長
吉田 康弘	兵庫六甲農業協同組合代表理事組合長